

2025年8月21日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
ユナイテッド・アーバン投資法人
代表者名
執行役員 朝谷 健民
(コード番号：8960)

資産運用会社名
丸紅リートアドバイザーズ株式会社
代表者名
代表取締役 社長執行役員 馬舩 純一
問合せ先
常務取締役 執行役員 上菌 秀一
チーフ・フィナンシャル・オフィサー
TEL. 03-5402-3680

資産運用会社における業務方法書変更に関するお知らせ

ユナイテッド・アーバン投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社である丸紅リートアドバイザーズ株式会社は、本日、業務方法書の内容の一部を下記のとおり変更することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 業務方法書の変更理由

本投資法人は2025年8月27日開催予定の第13回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）において、本投資法人の規約（以下「規約」といいます。）の一部変更に係る議案を付議する予定です（規約変更議案の詳細については、2025年7月17日付で公表の「規約変更及び役員に関するお知らせ」をご参照ください。）。

当該議案が可決された場合、本投資法人の運用対象資産の種類及び範囲が拡大又は明確化されることとなるため、業務方法書の該当箇所について変更を行うものです。

2. 業務方法書の変更内容

・第2条の4 「中小企業等協同組合法」及び「信用金庫法」に定める出資の追加

※変更内容の詳細については、別紙の「投資法人資産運用業に係る業務方法書（新旧対照表）」をご参照ください。

3. 業務方法書の変更日及び届出予定日

(1) 変更日：2025年8月27日（予定）（注）

(2) 届出予定日：変更後遅滞なく、金融商品取引法その他適用ある法令・規則等に従い、必要となる届出等の手続きを行います。

（注）業務方法書は、本投資主総会において規約の一部変更に係る議案が可決されることを条件として変更いたします。

4. 運用状況の見通し

本変更による業績への影響はなく、本投資法人の2025年11月期（第44期）及び2026年5月期（第45期）の運用状況の予想について修正はありません。

以 上

* ユナイテッド・アーバン投資法人のホームページアドレス：<https://www.united-reit.co.jp>

【別紙】

投資法人資産運用業に係る業務方法書(新旧対照表)

(注) 改定前・改定後ともに、改定のある箇所のみ記載しており、それ以外の箇所に関しては記載を省略しております。

なお、下線は改定箇所を示します。

現 行	改定案
<p>第2条 運用対象資産の種類</p> <p>1. ～ 3. (記載省略)</p> <p>4. 当社は、第1項から第3項までに定める特定資産のほか、以下に掲げる資産により資産の運用を行うことがある。但し、投資法人が定める資産運用の基本方針のために必要若しくは有用と認められる場合又は投資法人の組織運営に必要若しくは有用と認められる場合(投資法人の商号に係る商標権等に投資して資産を運用する場合を含む。)に資産として運用できるものとする。</p> <p>(1) ～ (8) (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(9)</u> (1) から <u>(8)</u> までのほか、不動産等、不動産対応証券、不動産関連ローン等資産又はインフラ等関連資産の投資に付随して取得が必要又は有用となるその他の権利</p> <p><u>(10)</u> 外国の法令に基づく (1) から <u>(9)</u> までに掲げる資産と同様の性質を有する資産</p> <p>第22条 投資対象の種類等</p> <p>当社が行う投資運用業にかかる投資の対象については、以下のとおりとする。</p> <p>1. 投資の対象とする有価証券及びデリバティブ取引にかかる権利の種類は、第2条第1項(4)から(8)まで、第2項、第3項(3)、(5)から(7)まで、(9)、(12)及び(13)並びに第4項(8)及び<u>(10)</u>(但し、同条第4項(8)に掲げる資産と同様の性質を有する資産に限る。)に掲げる権利とする。</p> <p>2. 投資の対象とする金商法第2条第2項第1号又は第2号に掲げる権利にかかる信託財産の種類は、第2条第1項(4)、(5)、(7)及び(8)、第3項(6)並びに第4項(8)及び<u>(10)</u>(但し、同条第4項(8)に掲げる資産と同様の性質を有する資産に限る。)に掲げる財産とする。</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>4. 投資の対象とする有価証券又はデリバティブ取引にかかる権利以外の資産は、第2条第1項(1)から(3)まで及び(8)、第3項(1)、(2)、(4)、(8)、(10)及び(11)並びに第4項(1)から(7)まで、(9)及び(10)(但し、同条第4項(8)に掲げる資産と同様の性質を有する資産を除く。)に掲げる資産とする。</p> <p>附則 (記載省略)</p>	<p>第2条 運用対象資産の種類</p> <p>1. ～ 3. (現行のとおり)</p> <p>4. 当社は、第1項から第3項までに定める特定資産のほか、以下に掲げる資産により資産の運用を行うことがある。但し、投資法人が定める資産運用の基本方針若しくは借入れのために必要若しくは有用と認められる場合又は投資法人の組織運営に必要若しくは有用と認められる場合(投資法人の商号に係る商標権等に投資して資産を運用する場合を含む。)に資産として運用できるものとする。</p> <p>(1) ～ (8) (現行のとおり)</p> <p><u>(9)</u> 「中小企業等協同組合法」に定める出資</p> <p><u>(10)</u> 「信用金庫法」に定める出資</p> <p>(11) (1) から <u>(10)</u> までのほか、不動産等、不動産対応証券、不動産関連ローン等資産又はインフラ等関連資産の投資に付随して取得が必要又は有用となるその他の権利</p> <p><u>(12)</u> 外国の法令に基づく (1) から <u>(11)</u> までに掲げる資産と同様の性質を有する資産</p> <p>第22条 投資対象の種類等</p> <p>当社が行う投資運用業にかかる投資の対象については、以下のとおりとする。</p> <p>1. 投資の対象とする有価証券及びデリバティブ取引にかかる権利の種類は、第2条第1項(4)から(8)まで、第2項、第3項(3)、(5)から(7)まで、(9)、(12)及び(13)並びに第4項(8)及び<u>(12)</u>(但し、同条第4項(8)に掲げる資産と同様の性質を有する資産に限る。)に掲げる権利とする。</p> <p>2. 投資の対象とする金商法第2条第2項第1号又は第2号に掲げる権利にかかる信託財産の種類は、第2条第1項(4)、(5)、(7)及び(8)、第3項(6)並びに第4項(8)及び<u>(12)</u>(但し、同条第4項(8)に掲げる資産と同様の性質を有する資産に限る。)に掲げる財産とする。</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>4. 投資の対象とする有価証券又はデリバティブ取引にかかる権利以外の資産は、第2条第1項(1)から(3)まで及び(8)、第3項(1)、(2)、(4)、(8)、(10)及び(11)並びに第4項(1)から(7)まで、(9)、(10)、<u>(11)</u> 及び <u>(12)</u>(但し、同条第4項(8)に掲げる資産と同様の性質を有する資産を除く。)に掲げる資産とする。</p> <p>附則 (現行のとおり)</p> <p>改定 2025年8月21日(実施 2025年8月27日)</p>